

平成30年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第119号	平成30年度三豊市一般会計補正予算(第5号)	1
議案第120号	平成30年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第121号	平成30年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	3
議案第122号	三豊市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	4
議案第123号	三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	6
議案第124号	三豊市立学校条例及び三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について	8
議案第125号	新市建設計画の変更について	10
議案第126号	三豊市第2次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について	13
議案第127号	工事請負契約の締結について	14
議案第128号	財産の取得について	15
議案第129号	指定管理者の指定について(三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設)	16
議案第130号	指定管理者の指定について(三豊市父母ヶ浜海水浴場施設)	17
議案第131号	指定管理者の指定について(たくまシーマックス)	18
議案第132号	指定管理者の指定について(三豊市文化会館)	20

議案第 1 1 9 号

平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第120号

平成30年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 1 号

平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 2 2 号

三豊市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

三豊市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定の条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の一般原則)

第2条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、この条例に特別の定めがあるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。）に規定する基準をもって、その基準とする。省令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 前項の場合において、省令第29条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えて適用する。

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第3条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の条件)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第 1 2 3 号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市病院事業の設置等に関する条例（平成18年三豊市条例第245号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市立永康病院の項中「眼科」の次に「、小児科」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 1 2 4 号

三豊市立学校条例及び三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について

三豊市立学校条例及び三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市立学校条例及び三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

(三豊市立学校条例の一部改正)

第1条 三豊市立学校条例（平成18年三豊市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の部三豊市立大浜小学校の項を削り、同表幼稚園の部三豊市立大浜幼稚園の項を削る。

(三豊市立幼稚園預かり保育条例の一部改正)

第2条 三豊市立幼稚園預かり保育条例（平成18年三豊市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立大浜幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第125号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなお効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

新市建設計画の変更

新市建設計画を次のように変更する。

第1章第2節(3)計画の期間中「15年間」を「20年間」に改める。

第8章中「平成32年度までの15年間」を「平成37年度までの20年間」に改める。

財政計画の表を次のように改める。

歳入

(単位:百万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
1. 地方税	7,130	7,129	7,127	7,125	7,123	7,120	7,116	7,112	7,108	7,539	7,512	7,528	7,539	7,539	7,566	7,444	7,469	7,496	7,333	7,359
2. 地方譲与税	389	389	389	389	389	389	389	389	389	305	310	310	310	306	306	306	306	306	306	306
3. 各種交付金	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427	1,394	1,388	1,706	1,445	1,553	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
4. 地方交付税	9,083	8,556	8,110	7,616	7,798	7,672	7,752	7,836	7,924	10,950	10,244	9,832	9,900	9,802	9,587	9,412	9,662	9,715	9,713	9,952
5. 国庫支出金	1,356	1,301	1,249	939	939	939	939	939	939	3,157	2,408	2,304	2,561	2,555	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441	2,441
6. 県支出金	1,944	1,901	1,870	1,509	1,479	1,449	1,420	1,392	1,364	2,099	1,601	1,532	2,272	2,150	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054
7. 地方債	5,405	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	7,351	3,104	4,501	3,079	4,136	4,136	3,661	3,661	3,661	3,661	3,661
8. その他歳入	1,810	1,810	1,810	2,410	2,211	2,111	1,911	1,810	1,810	3,095	2,656	2,650	5,239	3,257	4,564	4,798	4,434	4,032	4,008	3,690
歳入総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,890	29,223	30,363	32,345	31,298	32,434	31,896	31,807	31,485	31,296	31,243

歳出

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
1. 人件費	6,627	6,578	6,488	6,349	6,227	6,110	5,985	5,881	5,763	5,040	4,951	4,771	5,037	4,993	4,906	4,794	4,684	4,611	4,524	4,458
2. 物件費	3,842	3,764	3,685	3,607	3,528	3,450	3,372	3,293	3,215	5,952	5,893	5,834	6,573	6,848	7,486	7,421	7,361	7,303	7,249	7,199
3. 扶助費	1,360	1,386	1,413	1,439	1,467	1,495	1,523	1,552	1,582	3,335	3,368	3,402	3,634	3,721	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
4. 普通建設事業費	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	10,973	4,645	5,978	6,273	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701	3,701
5. 公債費	3,035	3,131	2,927	2,632	2,783	2,713	2,675	2,686	2,646	2,725	2,761	2,754	2,770	3,660	4,114	4,309	4,445	4,508	4,521	4,637
6. 積立金	3,889	422	241	163	136	115	175	269	531	684	525	525	715	800	800	300	300	300	300	300
7. その他歳出	6,391	6,387	6,383	6,380	6,380	6,379	6,379	6,379	6,379	7,181	7,080	7,099	7,343	7,575	7,617	7,561	7,506	7,252	7,191	7,138
歳出総額	28,544	25,068	24,537	23,970	23,921	23,662	23,509	23,460	23,516	35,890	29,223	30,363	32,345	31,298	32,434	31,896	31,807	31,485	31,296	31,243

議案第 1 2 6 号

三豊市第 2 次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

三豊市第 2 次総合計画基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり策定することについて、三豊市議会基本条例第 9 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第127号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成30年度 旧大野小学校校舎等解体工事 |
| 2 工事の場所 | 三豊市山本町地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 167,940,000円 |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市詫間町詫間538番地の1
株式会社 神詫組
代表取締役 詫間 正章 |

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第128号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 平成30年度三豊市学校ICT機器生徒用タブレットPC等
- 3 内 訳

動 産	数 量
生徒用タブレットPC	250台
タブレット収納保管庫（10台収納）	48台

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 31,320,000円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 小西 達也

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第129号

指定管理者の指定について（三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市弥谷山ふれあいの森公園施設
- (2) 位 置 香川県三豊市三野町大見乙地内

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県坂出市西大浜北二丁目1番11号
- (2) 名 称 I K K Aみの
- (3) 代表者 株式会社サクセス
- (4) 構成員
 - 所在地 香川県坂出市西大浜北二丁目1番11号
 - 名 称 株式会社サクセス
 - 代表者 代表取締役 和泉 享

 - 所在地 香川県三豊市詫間町詫間2095番地
 - 名 称 株式会社香洋石油店
 - 代表者 代表取締役 真鍋 貴臣

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第130号

指定管理者の指定について（三豊市父母ヶ浜海水浴場施設）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設
- (2) 位 置 香川県三豊市仁尾町仁尾乙203番地3、乙2490番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大阪府大阪市中央区上町一丁目1番28号
- (2) 名 称 父母ヶ浜を受け継ぐ会
- (3) 代表者 東邦レオ株式会社
- (4) 構成員
 - 所在地 大阪府大阪市中央区上町一丁目1番28号
 - 名 称 東邦レオ株式会社
 - 代表者 代表取締役 吉川 稔
 - 所在地 香川県三豊市仁尾町仁尾丁1452番地30
 - 名 称 株式会社イマガワ
 - 代表者 代表取締役 今川 孝義
 - 所在地 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
 - 名 称 瀬戸内うどんカンパニー株式会社
 - 代表者 代表取締役 北川 智博

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成38年3月31日まで

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 3 1 号

指定管理者の指定について（たくまシーマックス）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たくまシーマックス
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5
- (2) 名 称 共同事業体 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブグループ
- (3) 代表者 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
- (4) 構成員

所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 6 5

名 称 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ

代表者 理事長 浅井 亮一

所在地 東京都墨田区両国二丁目 1 0 番 1 4 号

名 称 株式会社ルネサンス

代表者 代表取締役社長執行役員 吉田 正昭

所在地 香川県高松市福田町 1 1 番地 1 号

名 称 穴吹エンタープライズ株式会社

代表者 代表取締役社長 富岡 徹也

所在地 香川県高松市天神前 9 番 5 号

名 称 株式会社合田工務店

代表者 代表取締役 森田 紘一

所在地 香川県高松市寿町一丁目1番12号
名 称 株式会社四国ダイケン
代表者 代表取締役 山本 哲也

所在地 香川県高松市藤塚町三丁目12番12号
名 称 ハウス美装工業株式会社
代表者 代表取締役 新谷 清二

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第132号

指定管理者の指定について（三豊市文化会館）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市文化会館
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町詫間1338番地127

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間1338番地165
- (2) 名 称 共同事業体 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブグループ
- (3) 代表者 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ
- (4) 構成員

所在地 香川県三豊市詫間町詫間1338番地165

名 称 特定非営利活動法人三豊市総合型地域文化・スポーツクラブ

代表者 理事長 浅井 亮一

所在地 東京都墨田区両国二丁目10番14号

名 称 株式会社ルネサンス

代表者 代表取締役社長執行役員 吉田 正昭

所在地 香川県高松市福田町11番地1号

名 称 穴吹エンタープライズ株式会社

代表者 代表取締役社長 富岡 徹也

所在地 香川県高松市天神前9番5号

名 称 株式会社合田工務店

代表者 代表取締役 森田 紘一

所在地 香川県高松市寿町一丁目1番12号
名 称 株式会社四国ダイケン
代表者 代表取締役 山本 哲也

所在地 香川県高松市藤塚町三丁目12番12号
名 称 ハウス美装工業株式会社
代表者 代表取締役 新谷 清二

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年12月4日提出

三豊市長 山下 昭史